



今号の内容

- ◆暮らし NAVI・消費生活コラム (p.1-4)
- ◆乳幼児健診など・無料相談 (p.5)
- ◆情報交差点 (p.6-7)
- ◆情報カレンダー (p.8)

市役所へのお問い合わせはこちら ☎ 22-5111 (代表)

65歳以上の方・障がいのある方への

雪下ろしと除雪の支援



高齢者の方や障がいのある方が、冬期間でも快適に暮らすことができるよう、雪下ろしや除雪の支援を行います。

■申込・問合せ／高齢福祉課高齢者福祉担当

⚠️ まずは、事前登録をお願いします

どちらのサービスも事前登録が必要です。

■申請受付期間／11月1日(月)～令和4年3月31日(木)
登録には申請書の提出が必要です(雪下ろしの登録には通帳の写しも提出してください)。

※昨年度申請した世帯には、10月末頃に申請書を発送します。

対象

世帯全員の市民税課税額が3万円以下の世帯で【65歳以上の高齢者のみで構成される世帯】または【心身に重度の障がいのある人のみで構成される世帯】※雪下ろしについては、税法上の扶養に入っている場合は対象外。

支援を受けるには申請書の提出が必要です。申請書は市ホームページまたは窓口で入手することができます。

雪下ろし助成金支給



- 助成回数／3回まで(一部地域は4回まで)
- 助成金額／雪下ろし費用1回につき9,000円まで
- 助成対象期間／12月1日(水)～令和4年3月31日(木)
- その他／現在居住していない家屋、生活保護受給者や親戚の援助を受けられる場合は対象外です。

除雪援助員派遣



- 派遣回数／10回まで(一部地域は12回まで)
- 自己負担額／1回あたり手作業300円、除雪機使用750円
- 除雪の範囲／玄関先から道路までの生活道
- 派遣期間／12月1日(水)～令和4年3月31日(木)
- その他／訪問する前に電話で連絡します。耳が遠いなど、電話連絡が不安な場合は連絡員を付けてください。

令和4年1月31日(月)まで申し込み

押雪軽減支援制度のご案内

早朝除雪などの道路除雪において、通常、間口に堆積する雪をなるべく少なくする支援制度です。■申込・問合せ／土木課雪対策担当

- 対象／市の除雪路線に面しており、高齢者単身世帯や障がい者世帯などで、地域で明らかに間口除雪の実施が困難な世帯。
- 申込方法／町内会長が取りまとめる「押雪軽減届出書」へ登録。なお、除雪援助員派遣の支援対象世帯も押雪軽減の対象となります。詳細は問合せ先まで。

【ご注意ください】①降雪時期に入り届出を提出した場合、支援開始まで2週間程度、時間を要することがあります。②押雪軽減は、道路除雪時に間口前に堆積する雪を少なくする支援であり、雪を全く残さないというものではありません。③連続した除雪で道路が狭くなったり、雪の押場が無くなると、押雪軽減の効果が十分に得られないことがあります。④車庫や空き家などの居住していない建物やアパートなどの集合住宅は支援対象外です。